

財團協調會名古屋出張所

水野製氷所争議の件

名古屋市西區押切町八ノ七二 合資會社 水野製氷所

總従業員 四五名 (内鮮人二三名)

争議参加者鮮人 二三名

要求書

昭和八年三月の日給額に率二割増を昭和八年六月十五日より實際に履行すること

皆勤者に一ヶ月の収入の一割以上に相當する賞與金を支給すること

午前六時三十分より午後六時までの労働時間に對し午前十五分、午後十五分迄に晝食時間正午より一時迄の休憩時間を昭和八年八月十五日より實行すること

朝鮮民族(労働者)差別を即時撤廢すること

朝鮮人も相當の技術ある者は職工に採用すること

工場の場合に依り休業の場合は手持金として日給六割を支給すること

悪監督を謹慎せしむること

8. 6. 29
4999